

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障がい者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、身体障がい者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障がい者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に基づき、身体障がい者手帳の申請受付、交付又は異動等の届出、返還等の処理を行っている。 特定個人情報ファイルを使用する事務は、次のとおりである。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査等 ②氏名、住所地変更の受理、審査等 ③身体障害者手帳交付台帳の整備 ④身体障害者手帳の返還 ⑤身体障害者手帳の再交付
③システムの名称	・障がい者福祉システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(11の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 該当なし(身体障がい者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークによる照会が行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市福祉部障がい福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	障がい福祉課長 辻野 明子	障がい福祉課長 小林 洋	事後	
平成27年10月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法)別表第1(11の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法)別表第1(11の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第11条	事後	
平成27年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法別表第2(16、28、31、54、55、56の2、78、106、116の項)	情報提供の根拠:番号法別表第2(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116)	事後	
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成26年10月24日	I 1②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づき、身体障がい者手帳の申請受付、交付又は異動等の届出、返還等の処理を行う。	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第16号)に基づき、身体障がい者手帳の申請受付、交付又は異動等の届出、返還等の処理を行っている。 特定個人情報ファイルを使用する事は、次のとおりである。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査等 ②氏名、住所地変更の受理、審査等 ③身体障害者手帳交付台帳の整備 ④身体障害者手帳の返還 ⑤身体障害者手帳の再交付	事後	
平成26年10月24日	I 3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法)別表第1(11の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(11の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条	事後	
平成26年10月24日	I 4②法令上の根拠	情報提供の根拠:番号法別表第2(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第2(10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 該当なし(身体障がい者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークによる照会が行われていない。)	事後	
平成31年2月28日	I 5②所属長の役職名	障がい福祉課長 小林 洋	障がい福祉課長	事後	様式変更による
平成31年2月28日	VIリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
平成31年2月28日	II 1対象人数	平成27年10月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	II 2取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	
令和2年2月29日	II 1対象人数	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和2年2月29日	II 2取扱者数	平成31年2月28日時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和3年2月28日	I 5①部署	和泉市生きがい健康部障がい福祉課	和泉市福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年2月28日	I 8連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市生きがい健康部障がい福祉課	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年2月28日	II 1対象人数	令和2年2月29日時点	令和3年2月28日時点	事後	
令和3年2月28日	II 2取扱者数	令和2年2月29日時点	令和3年2月28日時点	事後	
令和4年3月3日	II 1対象人数	令和3年2月28日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月3日	II 2取扱者数	令和3年2月28日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年2月13日	II 1対象人数	令和4年2月28日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年2月13日	II 2取扱者数	令和4年2月28日時点	令和5年1月31日時点	事後	